

履 修 規 程

関西外国語大学短期大学部履修規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学短期大学部学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表6 教育課程表

専門必修科目 English Humanities and College Skills	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
College English Grammar A	2		HCMS1021
College English Grammar B	2		HCMS1022
Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	4		HCMS1031
Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	4		HCMS1032
Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	4		HCMS1033
Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	4		HCMS1034
Academic English A: Reading & Critical Approach		2	HCMS2051
Academic English B: Writing & Critical Approach		2	HCMS2052
Academic English for Global Issues		2	HCMS2053
Practical English A	1		HCMS1041
Practical English B	1		HCMS1042
K. G. C. ベーシックス A	2		HCSC1011
K. G. C. ベーシックス B	2		HCSC1012
K. G. C. ベーシックス C		2	HCSC2011
K. G. C. ベーシックス D		2	HCSC2012

専門選択科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
アカデミック・キャリア形成科目群 Academic Career Design			
日本語表現実践	2		CDLG1011
日本語文章表現法	4		CDLG1012
TOEFL 演習	2		CDMS1021
TOEIC 演習	2		CDMS1022
英検演習 (英検 2 級)	2		CDMS1031
英検演習 (英検準 1 級)	2		CDMS1032
英語学概論		4	CDLG2041
英米文学概論		4	CDLT2051
英米文学史		4	CDLT2061
英語科教育法	4		CDED1071
キャリア形成	2		CDSC1081
社会科学特別演習 A	2		CDSC1101
社会科学特別演習 B	2		CDSC1102
社会科学特別演習 C		2	CDSC2101
社会科学特別演習 D		2	CDSC2102
人文学特別演習 A	2		CDSC1111
人文学特別演習 B	2		CDSC1112
人文学特別演習 C		2	CDSC2111
人文学特別演習 D		2	CDSC2112
言語特別講義 A (中国語)		4	CDSC2121
言語特別講義 B (中国語)		4	CDSC2122
言語特別講義 C (中国語)		2	CDSC2123
言語特別講義 D (中国語)		2	CDSC2124
言語特別講義 E (中国語)		4	CDSC2125
言語特別講義 F (中国語)		4	CDSC2126
言語特別講義 A (スペイン語)		4	CDSC2131
言語特別講義 B (スペイン語)		4	CDSC2132
言語特別講義 C (スペイン語)		2	CDSC2133
言語特別講義 D (スペイン語)		2	CDSC2134
言語特別講義 E (スペイン語)		1	CDSC2135
言語特別講義 F (スペイン語)		1	CDSC2136
人間科学特別研究 A～F	4		CDSC114A～F

専門選択科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
アカデミック・キャリア形成科目群 Academic Career Design			
人間科学特別研究 G～J	2		CDSC114G～J
Intensive English Studies A		2	CDMS2091
Intensive English Studies B		2	CDMS2092
Intensive English Studies C		1	CDMS2093
試験英語 A	2		CDMS1033
試験英語 B	2		CDMS1034
試験英語 C	2		CDMS1035

専門選択科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
グローバル・スタディ科目群 Global Studies			
国際関係論	4		GSIR1011
経済学	4		GSEC1021
経営学	4		GSBA1031
地域研究	4		GSAS1041
比較文化研究	4		GSAS1051
社会学	4		GSSO1061
会計学	4		GSBA1071
政治学	4		GSPS1081
グローバル・アース	4		GSSC1091
文化とくらし	4		GSSC1101
通訳基礎論		4	GSMS2111
国際コミュニケーション特別研究 A ～ F	4		GSSC112A ～ F
国際コミュニケーション特別研究 G ～ J	2		GSSC112G ～ J

専門選択科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
サービス・ホスピタリティ科目群 Service and Hospitality			
エアライン・ビジネス	4		SHTO1011
ホスピタリティ	4		SHTO1021
ホテル・ビジネス	4		SHTO1031
英語ビジネスコミュニケーション	4		SHBA1041
秘書学概論	2		SHSC1051
秘書実務	2		SHSC1052
実務英語研究 A (航空)	2		SHMS1061
実務英語研究 B (旅行)	2		SHMS1062
実務英語研究 C (ホテル)	2		SHMS1063
Project Based Learning A	2		SHSC1071
Project Based Learning B	2		SHSC1072
サービス・ホスピタリティ特別研究 A～F	4		SHSC108A～F
サービス・ホスピタリティ特別研究 G～J	2		SHSC108G～J
海外事情研究 A～F	4		SHSC109A～F
海外事情研究 G～J	2		SHSC109G～J

共通教育科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
教養教育科目群 General Education			
クリティカル・シンキング	4		GELA1011
人権問題論	4		GELA1021
法学（日本国憲法 2 単位を含む）	4		GELA1031
科学とくらし	4		GELA1041
数学	4		GELA1051
総合科目 A	4		GELA1061
総合科目 B	4		GELA1062
総合科目 C	4		GELA1063
総合科目 D	2		GELA1064
総合科目 E	2		GELA1065
スポーツ健康科学 A	2		GESC1071
スポーツ健康科学 B	2		GESC1072
情報処理概論	4		GESC1081
企業倫理	4		GELA1091
倫理学	4		GELA1101
情報リテラシー A	1		GESC1082
情報リテラシー B	1		GESC1083
留学概論	2		GESC1111
海外留学特別実践 A ～ F	2		GESC112A ～ F
ボランティア実習 A ～ D	2		GESC113A ～ D
ボランティア実習 E	1		GESC113E
インターンシップ A ～ D	2		GESC114A ～ D
インターンシップ E	1		GESC114E
サービス・ラーニング	1		GESC1151

共通教育科目	配当年次・単位数		科目番号
	1	2	
言語教育科目群 Language Education			
中国語Ⅰ	2		LEFL1011
中国語Ⅱ	2		LEFL1012
中国語Ⅲ		2	LEFL2011
中国語Ⅳ		2	LEFL2012
スペイン語Ⅰ	2		LEFL1021
スペイン語Ⅱ	2		LEFL1022
スペイン語Ⅲ		2	LEFL2021
スペイン語Ⅳ		2	LEFL2022
フランス語Ⅰ	2		LEFL1031
フランス語Ⅱ	2		LEFL1032
ドイツ語Ⅰ	2		LEFL1041
ドイツ語Ⅱ	2		LEFL1042
ハンガールⅠ	2		LEFL1051
ハンガールⅡ	2		LEFL1052
イタリア語Ⅰ	2		LEFL1061
イタリア語Ⅱ	2		LEFL1062

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(セメスター制)

第 2 条 科目の開講方法は、セメスター制とする。

- 2 本規程におけるセメスター制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は、表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限		第 2 限		第 3 限		第 4 限		第 5 限		第 6 限	
9 : 00 ~ 10 : 30		10 : 45 ~ 12 : 15		13 : 15 ~ 14 : 45		15 : 00 ~ 16 : 30		16 : 40 ~ 18 : 10		18 : 20 ~ 19 : 50	
休憩	15 分	60 分		15 分		10 分		10 分			

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 40 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。

- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。

- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。

(1) 春学期は 8 月 31 日。

(2) 秋学期は 2 月末日。

- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業所要単位は表 2 に定める。表 2 に定められた所要単位をすべて修得しなければならない。

表2 卒業所要単位

区分	各学年単位数		合計
	1 年次	2 年次	
専門必修科目	26	10	36
専門選択科目	20		20
共通教育科目	8		8
卒業所要単位数			64

- 2 学則第30条第2項に定める科目は、本規程上、次の各号のとおり区分する。
- (1) 専門教育科目は、専門必修科目と専門選択科目に区分する。専門選択科目は、「アカデミック・キャリア形成科目群」、「グローバル・スタディ科目群」、「サービス・ホスピタリティ科目群」の3つの科目群に区分する。
 - (2) 共通教育科目は、「教養教育科目群」、「言語教育科目群」の2つの科目群に区分する。
- 3 専門選択科目の卒業所要単位を超えて修得した単位は、共通教育科目の修得単位として含めることができる。
- 4 卒業要件64単位以外に、入学から卒業までの間に、英検2級以上の取得、またはTOEFL100点以上、もしくはTOEIC200点以上の得点アップを図るよう努めなければならない。

第3節 履修登録

(履修登録の定義)

第6条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

- 第7条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。
- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
 - 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
 - 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、2年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
 - 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

- 第8条 履修確認とは、WEB学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。
- 2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。
 - 3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。

- (1) 専門選択科目のうち、「試験英語 A から C」。
- (2) 共通教育科目のうち、「情報リテラシー A および B」、「ボランティア実習 A から E」、「インターンシップ A から E」、「サービス・ラーニング」。
- (3) 教育の基礎的理解に関する科目等に定める科目。
- (4) 図書館司書に関する科目。
- (5) 集中講義科目。
- (6) その他教務委員会が指定した科目。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期に 24 単位を超えて履修を認めることがある。

3 他大学等との単位互換制度にもとづく履修科目、その他別に定める諸制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。

(最低履修科目数)

第 10 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 11 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 12 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位年次配当の科目は履修できないが、下位年次配当の科目は履修できる。

2 前項にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、上位年次配当の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 13 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 14 条 科目によって、クラスサイズを調整するため履修者数を制限することがある。

2 前項にもとづき、履修登録を行う前に抽選または学内成績、言語運用能力テスト結果を基に選考を行うことがある。

3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(単位既修得科目)

第 15 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 16 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 17 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 18 条 履修科目の取消は、原則として認めない。ただし、専門選択科目、共通教育科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価についても、3 年次編入学や留学等学内の諸制度の選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 19 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 20 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 21 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 22 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 23 条 出欠席調査は、所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 24 条 出欠席調査の結果は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

(専門必修科目出席不良者に対する面談指導)

第 25 条 専門必修科目において、各学期の所定の期間内における授業回数の 2 分の 1 以上を欠席した科目が 2 科目以上の者を専門必修科目出席不良者という。

2 専門必修科目出席不良者に対して、クラス担任が面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、2 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 専門必修科目出席不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

(公欠)

第 26 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 27 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る)を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 28 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 29 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス)にて公示する。

- 2 学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験等の取扱は、「短期大学部試験規程」に定める。

(成績発表)

第 30 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

- 2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。
- 3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 31 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 3 に定める。

表 3 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ～ 97	4.0
96 ～ 93	
92 ～ 90	3.7
89 ～ 87	3.3
86 ～ 83	3.0
82 ～ 80	2.7
79 ～ 77	2.3
76 ～ 73	2.0
72 ～ 70	1.7
69 ～ 67	1.3
66 ～ 63	1.0
62 ～ 60	0.7
59 ～ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 32 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という) を算出する。

2 GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という) は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。

3 GPA の算出方法は、表 4 のとおり定める。

表 4 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 33 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 5 に定める。

表 5 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ～ 97	A+
96 ～ 93	A
92 ～ 90	A-
89 ～ 87	B+
86 ～ 83	B
82 ～ 80	B-
79 ～ 77	C+
76 ～ 73	C
72 ～ 70	C-
69 ～ 67	D+
66 ～ 63	D
62 ～ 60	D-
59 ～ 0	F
単位認定科目	T

(成績評価の取扱)

第 34 条 成績評価は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

- 2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目を含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める科目の成績については、学内成績平均点算出時に算入しない。
 - (1) 「試験英語 A から C」
 - (2) 「人間科学特別研究 A から J」「国際コミュニケーション特別研究 A から J」「サービス・ホスピタリティ特別研究 A から J」「海外事情研究 A から J」「海外留学特別実践 A から F」(海外留学等による単位認定の場合のみ)
 - (3) 「ボランティア実習 A から E」「インターンシップ A から E」「サービス・ラーニング」
 - (4) 教育の基礎的理解に関する科目等に定める科目
 - (5) 図書館司書に関する科目
 - (6) その他資格取得に必要な専門科目
- 4 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

(専門必修科目成績不良者に対する面談指導)

第 35 条 各学期の専門必修科目において、2 科目以上単位を修得できなかった者を専門必修科目成績不良者という。

- 2 春学期の履修科目における専門必修科目成績不良者に対して、クラス担任が面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、2 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。
- 3 専門必修科目成績不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、春学期成績発表時に保護者宛てに郵送する。

第 6 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

(進級)

第 36 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。

- 2 1 年次生が 2 年次へ進級するためには、1 年次終了までに卒業要件科目 22 単位以上を修得しなければならない。

(留年)

第 37 条 前条に定める進級要件を充足できない者は、当該年次に留年となる。

- 2 留年者に対して、クラス担任が面談指導を行う。クラス担任は GPA 等を勘案し成業の見込がないと判断した場合は、面談時に退学勧奨を行うことができる。
- 3 面談指導には、保護者を同伴させることがある。
- 4 年次にかかわらず 2 回目の留年のおそれがあると判断された者は、成業の見込がないとみなされ、学則第 49 条第 3 項第 2 号の規定にもとづき退学処分されることがある。
- 5 同一学年次に留年が 2 回にわたる場合は、学則第 45 条第 4 号の規定にもとづき除籍する。

第 7 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

第 38 条 単位認定の手続は、入学時の教務オリエンテーション後、指定した期日までに教務部に申請しなければならない。

2 申請時に必要な書類は次の各号に定める。

- (1) 出身大学または短期大学の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書
- (2) 既修得科目の講義概要
- (3) 本学所定の既修得単位認定申請書 (教務部に置く)

(認定対象科目)

第 39 条 認定対象科目とは、学則第 39 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、専門選択科目、または共通教育科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 40 条 既修得単位の認定は、15 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 41 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

- (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。
- (2) 成績評価が低い場合。

3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

第 42 条 教育課程表は、別表 6 に定める。

- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

第 43 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。

- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から Z は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

第 44 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(開講学期)

第 45 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。

- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門必修科目

(専門必修科目のクラス編成)

第 46 条 英語運用能力を養成する科目の受講クラスは、教務委員会がクラス編成テストの成績にもとづき習熟度別にクラス編成を行い、時間割を指定する。

第 3 節 専門選択科目

(「言語特別講義」)

第 47 条 「言語特別講義 A から F (スペイン語)」「言語特別講義 A から D (中国語)」は、本学外国語学部スペイン語学科または英語国際学部英語国際学科への 3 年次編入学準備のための科目である。一部の科目は、一定の成績を修めることで、所定学部・学科への編入学出願資格が与えられる。詳細は「3 年次編入学試験募集要項」に定める。

- 2 「言語特別講義 E および F (中国語)」は、原則として本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(先修条件)

第 48 条 「言語特別講義 A から D (中国語)」は、1 年次において「中国語 I および II」を、「言語特別講義 A から F (スペイン語)」は、1 年次において「スペイン語 I および II」を修得しなければ履修できない。

(「人間科学特別研究」「国際コミュニケーション特別研究」「サービス・ホスピタリティ特別研究」)

第 49 条 「人間科学特別研究 A から J」「国際コミュニケーション特別研究 A から J」「サービス・ホスピタリティ特別研究 A から J」は、原則として本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「Intensive English Studies」)

第 50 条 「Intensive English Studies A から C」は、IES プログラム履修者を対象とする。履修方法等は、別途定める。

(「試験英語」)

第 51 条 「試験英語 A から C」は授業外での自学自習の成果に対して単位を認定する科目である。

2 「試験英語 A」は実用英語検定試験で 2 級以上、TOEIC で 530 点以上、TOEFL で 480 点 (iBT54) 以上、の 3 条件のうち、2 つ以上取得した場合に単位を認定する。

3 「試験英語 B」は TOEIC で 600 点以上かつ TOEFL で 500 点 (iBT61) 以上取得した場合に単位を認定する。

4 「試験英語 C」は実用英語検定試験で準 1 級以上または TOEIC で 730 点以上もしくは TOEFL で 550 点 (iBT79) 以上取得した場合に単位を認定する。

5 単位認定の対象となるものは、入学後の受験のものとする。申請書類とともに、得点通知票の原本または合格通知表の原本を提出しなければならない。単位認定申請時に提出する TOEIC および TOEFL の得点通知票は、過去に単位認定申請に使用したものは受け付けられない。

6 申請の締切は各学期の授業終了日とする。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号および第 2 号の規定を適用する。

7 1 回の申請で認定されるのは「試験英語 A から C」のうち 1 科目 2 単位を上限とする。

8 「試験英語 C」の認定後に「試験英語 A および B」の単位認定の申請はできない。また、「試験英語 B」の認定後に「試験英語 A」の単位認定申請はできない。

(「海外事情研究」)

第 52 条 「海外事情研究 A から J」は原則として本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

第 4 節 共通教育科目

(「総合科目」)

第 53 条 「総合科目 A から E」は、人文・社会・自然科学の分野を特定せず、担当教員が授業計画書によって講義概要を決定する。

(「海外留学特別実践」)

第 54 条 「海外留学特別実践 A から F」は原則として本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「ボランティア実習」「インターンシップ」「サービス・ラーニング」)

第 55 条 「インターンシップ A から E」は企業や教育現場等でのインターンシップ(就業体験)に対して単位の認定を行う。

2 「インターンシップ A から E」の履修方法は、本学キャリアセンター、教職教育センター、国際交流部におけるインターンシップ登録者に対して教務委員会が別途指示する。

3 「ボランティア実習 A から E」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。

4 「ボランティア実習 A から E」を履修するためには、実習開始の 1 か月前までに実習計画書(所定様式)を教務部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。

- 5 「サービス・ラーニング」は、自主的活動に対して単位の認定を行う。
- 6 「サービス・ラーニング」の履修方法は、教務委員会が別途指示する。
- 7 「ボランティア実習」「インターンシップ」は、実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
 - (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
 - (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
 - (3) 120 時間以上 180 時間未満の実習に対して 4 単位を認定する。
 - (4) 180 時間以上 240 時間未満の実習に対して 6 単位を認定する。
 - (5) 240 時間以上の実習に対して 8 単位を認定する。
- 8 「サービス・ラーニング」は、実習時間数、実習報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定は、30 時間以上の実習に対して 1 単位を認定する。
- 9 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願(所定様式)を教務部に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合、実習内容を変更しても構わない。
- 10 そのほか、必要な事項は、「実習ハンドブック」に定める。

第 4 章 各種プログラム

第 1 節 IES (Intensive English Studies) プログラム

(目的)

第 56 条 本プログラムは、「英語を母語としない外国人等に対する英語教育 (TEFL/TESL/TESOL)」の資格を持つ教員が、すべて英語による授業を行うことにより、英語の運用能力を高めることを目的とする。

(申込資格)

第 57 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 1 年間受講する意志のある者。
- (2) クラス編成テストを受験した者。

(募集時期)

第 58 条 募集時期は、次の各号に定める。

- (1) 1 年次履修者は入学前に募集する。概要、選抜方法、日程等は、入学前に通知する。
- (2) 2 年次履修者は 1 年次秋学期に募集する。概要、選抜方法、日程等は、学内掲示板で通知する。

(履修者の選考)

第 59 条 履修者の選考は 1 年ごとに行い、本学が実施するクラス編成テスト等により選抜する。

(対象科目および授業時間数等)

第 60 条 対象科目および授業時間数等は、表 7 に定める。

表 7 IES 対象科目および授業時間数等

学年	学期	時間数 / 週	対象科目	科目区分および単位数	
				専門必修	専門選択
1	春	90 分 × 2	Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	4	
		90 分 × 2	Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	4	
	秋	90 分 × 2	Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	4	
		90 分 × 2	Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	4	
2	春	90 分 × 1	Academic English A: Reading & Critical Approach	2	
		90 分 × 1	Academic English B: Writing & Critical Approach	2	
		90 分 × 2	Intensive English Studies A		2
	秋	90 分 × 1	Academic English for Global Issues	2	
		90 分 × 2	Intensive English Studies B		2
		90 分 × 1	Intensive English Studies C		1

(履修継続要件)

第 61 条 春学期終了時に、成績不良、出席不良等により履修を継続させることが不適格と教務委員会が判断した者は、秋学期から本プログラムを履修できない。この場合は、秋学期より一般授業を履修する。

2 1 年次で IES 対象科目の成績、出席状況、受講態度などが不良の者は、2 年次での履修は認めない。

第 5 章 大学学部開講科目特別履修制度

第 1 節 大学学部開講科目特別履修制度

(対象科目)

第 62 条 履修対象科目は、開講学部が指定する科目とする。

(申込資格)

第 63 条 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 64 条 在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

2 本学が特に教育上有益であると判断した場合は、8 単位を超えて履修を許可することがある。

(履修許可)

第 65 条 履修を希望する者は、別に定める「大学学部開講科目特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。

3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 66 条 大学学部開講科目特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 67 条 学部で履修した科目の成績は、短期大学部の科目の成績を修めたものとして 1 科目の読み替えを行う。

2 読み替え対象科目は表 8 に定める。

表 8 学部開講科目の読み替え対象科目

読み替え対象科目
言語特別講義 C・D (中国語)、言語特別講義 C～F (スペイン語)、 人間科学特別研究 A～J、 国際コミュニケーション特別研究 A～J、 サービス・ホスピタリティ特別研究 A～J

(受講料)

第 68 条 大学学部開講科目特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

第 6 章 他大学との単位互換制度

第 1 節 大阪経済大学単位互換制度

(対象科目)

第 69 条 履修対象科目は、原則として、大阪経済大学で開講される全科目とする。ただし、大阪経済大学の都合により提供されない科目がある。

(申込資格)

第 70 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生の者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 71 条 1 年間に履修できる単位数は、4 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 4 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 72 条 履修を希望する者は、別に定める「大阪経済大学単位互換履修生出願要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は一切認められない。

(履修期間)

第 73 条 単位互換履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(単位の認定)

第 74 条 単位の認定は、大阪経済大学からの成績評価、取得単位数の通知にもとづき、短期大学部学則第 37 条第 2 項の規定により本学の科目を修得したものとして行う。

- 2 原則として、共通教育科目として単位の認定を行う。当該科目の成績表記は「認」とし、点数表記はしない。

(受講料)

第 75 条 単位互換履修にともなう登録料や授業料等は、徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は履修生本人が負担しなければならない。

第 7 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 76 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 9 に定める。

表 9 取得できる免許状の種類および教科

学科	免許状の種類	免許教科
英米語学科	中学校教諭二種免許状	英語

(基礎資格および最低修得単位数)

第 77 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 10 に定める。

表 10 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	短期大学士の学位を有すること	
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数		
単位数 免許法施行規則 に定める科目区分	免許法施行規則に定める単位数	本学科で定める単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	12	28
教育の基礎的理解に関する科目	6	11
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	12
教育実践に関する科目	7	7
大学が独自に設定する科目	4	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(履修方法)

第 78 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 11 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	30	英語学概論	4		◎	2	
			College English Grammar A	2	○		1	
	英語文学		英米文学概論	4		◎	2	
			英米文学史	4		○	2	
	英語コミュニケーション		Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	4	○		1	
			Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	4	○		1	
			Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	4	○		1	
	異文化理解		比較文化研究	4		◎	1	
	各教科の指導法		英語科教育法	4		◎	1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「英語学概論」「英米文学概論」「比較文化研究」「英語科教育法」は必ず修得しなければならない。
- (3) 「英語学概論」「英米文学概論」「Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues」「Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues」「Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues」「比較文化研究」は、一般的包括的な内容を含む。

表 12 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		1
		教職概論	2		1
		教育制度概論	2		1
		教育心理学	2		1
		特別支援教育概論	2		2
		教育課程の意義と編成	1		1
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		1
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		2
		特別活動の理論と実践	2		2
		教育方法の理論と実践	2		1
		ICTの活用方法と理論	1		2
		生徒・進路指導論	2		1
		教育相談	2		2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5		2
		教職実践演習（中学校）	2		2
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合 計			30		

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
- (2) 本表に定める科目は、卒業の要件とする単位に算入しない。
- (3) 「教育実習」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含む。
- (4) 「教職実践演習（中学校）」は、教育実習履修者を対象として、原則として2年次秋学期に開講する。

2 免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表13および次の各号に定める。

表 13 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
免許法施行規則第66条の6に定める科目	日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法2単位を含む）	4		◎	1	
	体 育	スポーツ健康科学 A	2		○	1	1科目以上 選択必修
		スポーツ健康科学 B	2		○	1	
	外国語コミュニケーション	Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	4	○		1	
	数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	情報リテラシー A	1		◎	1	
		情報リテラシー B	1		◎	1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。

(2) 選択科目中、◎印の「法学(日本国憲法2単位を含む)」「情報リテラシーA」「情報リテラシーB」は、必ず修得しなければならない。

(3) 「スポーツ健康科学A」「スポーツ健康科学B」は、いずれか1科目以上を必ず修得しなければならない。

(「教育実習」履修要件)

第 79 条 「教育実習」は、1年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

(1) 1年次配当の専門必修科目をすべて修得していること。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第3欄・第4欄)」に定める科目のうち、1年次配当の必修科目をすべて修得していること。

(3) 専門必修科目および専門選択科目の総平均点が70点以上であること。

(4) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第3欄・第4欄)」に定める科目の平均点が70点以上であること。

(5) 1年次終了時において、以下のいずれかの条件を満たしていること。

① 当該年度受験の TOEFL ITP が 450 点以上であること。

② 当該年度受験の TOEFL iBT が 45 点以上であること。

③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 475 点以上であること。

④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。

⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。

⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。

(6) 教職ガイダンスにすべて出席していること。

2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 80 条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 2 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 81 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

(1) 本学に2年以上在学し、学則第46条に定める65単位を修得し、短期大学士の学位を有すること。

(2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目22単位をすべて修得すること。

(3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目2単位以上を修得すること。

(履修方法)

第 82 条 履修方法は、表 14 により、図書館法施行規則第 5 条の規定にもとづき、24 単位以上を修得しなければならない。

表 14 図書館司書に関する科目

区分			科目	単位数	履修年限
図書館司書に関する科目	必修科目 (甲群)	基礎科目	生涯学習概論	2	1
			図書館概論	2	1
			図書館制度・経営論	2	1
			図書館情報技術論	2	1
		図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	1
			情報サービス論	2	1
			児童サービス論	2	2
			情報サービス演習 A	1	2
			情報サービス演習 B	1	2
		図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	1
			情報資源組織論	2	1
			情報資源組織演習 A	1	2
			情報資源組織演習 B	1	2
		選択科目 (乙群)	図書館基礎特論	1	2
			図書館情報資源特論	1	2
			図書・図書館史	1	2

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証明書)

第 83 条 学長は、本規程第 81 条の資格取得要件を充足した者に対して、司書の資格課程修了にかかる証明書を交付する。

第 3 節 秘書士の資格課程

(秘書士資格申請)

第 84 条 全国大学実務教育協会(以下「協会」という)所定の秘書士専門科目(以下「専門科目」という)の単位修得者に対し、学長の申請にもとづいて協会から「秘書士」の資格が与えられ、認定証が交付される。

2 「秘書士」の認定手続は、2 年次生の 10 月に申請費を添えて申請しなければならない。指定された期間中に申請手続を完了しなければ、資格取得要件を充足しても「秘書士」の資格は与えられず、認定証は交付されない。詳細は教務委員会から別途指示する。

(資格取得要件)

第 85 条 所定の専門科目の単位を修得し、かつ本学の卒業要件を充足したうえで、正規課程の学業成績のうち、専門教育科目の平均点が 75 点以上であること。なお、資格取得は秘書士課程を履修登録した者に限る。

2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は申請を認めない。

(履修方法)

第 86 条 前条に定める専門科目の単位の履修方法は、表 15 に定める。

表 15 秘書士専門科目

			科目	単 位 数	必修	選択	配 当 年 次
秘書士専門科目	領域 1	最低 取得 単 位 数 24 単 位	秘書学概論	2		◎	1
			日本語文章表現法	4		○	1
			企業倫理	4		○	1
			情報処理概論	4		○	1
			経営学	4		○	1
			会計学	4		○	1
	領域 2		経済学	4		○	1
			秘書実務	2		◎	1
			情報リテラシー A	1		○	1
	領域 3		情報リテラシー B	1		○	1
			Integrated English A: Reading Understanding of Social Issues	4	○		1
			Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	4	○		1
			通訳基礎論	4		○	2
			比較文化研究	4		○	1
			ホスピタリティ	4		○	1
			Project Based Learning A	2		○	1
			Project Based Learning B	2		○	1

(1) 必修、選択の別は卒業要件による。

(2) 選択科目中、◎印の「秘書実務」「秘書学概論」は、必ず修得しなければならない。

第 8 章 雑 則

(雑 則)

第 87 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 88 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 9 章 改 廃

(改 廃)

第 89 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

改 正	昭和 52 年 4 月 1 日	改 正	平成 12 年 4 月 1 日
改 正	昭和 53 年 4 月 1 日	改 正	平成 13 年 4 月 1 日
改 正	昭和 54 年 4 月 1 日	改 正	平成 14 年 4 月 1 日
改 正	昭和 55 年 4 月 1 日	改 正	平成 15 年 4 月 1 日
改 正	昭和 56 年 4 月 1 日	改 正	平成 16 年 4 月 1 日
改 正	昭和 57 年 4 月 1 日	改 正	平成 17 年 4 月 1 日
改 正	昭和 58 年 4 月 1 日	改 正	平成 18 年 4 月 1 日
改 正	昭和 59 年 4 月 1 日	改 正	平成 19 年 4 月 1 日
改 正	昭和 60 年 4 月 1 日	改 正	平成 20 年 4 月 1 日
改 正	昭和 61 年 4 月 1 日	改 正	平成 21 年 4 月 1 日
改 正	昭和 62 年 4 月 1 日	改 正	平成 22 年 4 月 1 日
改 正	昭和 63 年 4 月 1 日	改 正	平成 23 年 4 月 1 日
改 正	平成 元 年 4 月 1 日	改 正	平成 24 年 4 月 1 日
改 正	平成 2 年 4 月 1 日	改 正	平成 25 年 4 月 1 日
改 正	平成 3 年 4 月 1 日	改 正	平成 26 年 4 月 1 日
改 正	平成 4 年 4 月 1 日	改 正	平成 27 年 4 月 1 日
改 正	平成 5 年 4 月 1 日	改 正	平成 28 年 4 月 1 日
改 正	平成 6 年 4 月 1 日	改 正	平成 29 年 4 月 1 日
改 正	平成 7 年 4 月 1 日	改 正	平成 30 年 4 月 1 日
改 正	平成 8 年 4 月 1 日	改 正	2019 年 4 月 1 日
改 正	平成 9 年 4 月 1 日	改 正	2020 年 4 月 1 日
改 正	平成 10 年 4 月 1 日	改 正	2021 年 4 月 1 日
改 正	平成 11 年 4 月 1 日		

附 則

1. 本規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程は 2022 年度入学生より適用し、2021 年度以前入学生は従前どおりとする。